

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 【訪問介護】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)</p>	<p>○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第23号)</p>	
<p>(指定訪問介護の基本取扱方針) <b>第二十二條 省略</b> 2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定訪問介護の基本取扱方針) <b>第23條 省略</b> 2 指定訪問介護事業者は、その提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(同居家族に対するサービス提供の禁止) <b>第二十五條</b> 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。</p>	<p>(同居家族に対するサービス提供の禁止) <b>第26條</b> 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。</p>	<p>別居親族による訪問介護の提供については、家族介護との区別がつきにくいこと、外部の者の目が届きにくいことからサービスの質の低下に繋がることが懸念されることから、特別の理由がある場合を除き、原則として認めないものとする。 特別の理由があるものとして別居親族による訪問介護の提供を行う必要がある場合には、要介護者等の居住地を管轄する保険者と事前に調整を行うこと。</p>
<p>(勤務体制の確保等) <b>第三十條 省略</b> 2 省略 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等) <b>第32條 省略</b> 2 省略 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 <u>指定訪問介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>
<p><b>第五節 共生型居宅サービスに関する基準</b>  (準用) <b>第三十九條の三</b> 第四条、第五条（第一項を除く。）及び第六条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第五条第二項中「利用者」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス</p>	<p><b>第5節 共生型居宅サービスに関する基準</b>  (準用) <b>第42條の3</b> <u>第5條、第7條及び前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。</u></p>	<p>※第23条第2項及び第32条第4項の解釈を共生型訪問介護の事業に準用する。</p>

の利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

**第六節 基準該当居宅サービスに関する基準**

(準用)

**第四十三条** 第一節及び第四節（第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条第二項及び第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と、「第二十八条」とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条」と読み替えるものとする。

**第6節 基準該当居宅サービスに関する基準**

(準用)

**第47条** 第一節及び第4節（第16条、第21条第1項、第26条、第31条及び第38条第4項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第25条第1項中「第29条」とあるのは「第47条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

※第23条第2項及び第32条第4項の解釈を基準該当訪問介護の事業に準用する。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 【訪問入浴介護】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)</p>	<p>○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第23号)</p>	
<p>(指定訪問入浴介護の基本取扱方針) <b>第四十九条</b> 省略 2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定訪問入浴介護の基本取扱方針) <b>第53条</b> 省略 2 指定訪問入浴介護事業者は、その提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、<u>第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(準用) <b>第五十四条</b> 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十四条まで及び第三十五条から第三十八条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第三十一条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等) <b>第三十条</b> 省略 2 省略 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(準用) <b>第59条</b> 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、<u>指定訪問入浴介護の事業について準用する。</u>この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等) <b>第32条</b> 省略 2 省略 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 <u>指定訪問介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>※第32条第4項の解釈を準用 個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>
<p><b>第五節</b> 基準該当居宅サービスに関する基準 (準用) <b>第五十八条</b> 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九</p>	<p><b>第五節</b> 基準該当居宅サービスに関する基準 (準用) <b>第63条</b> 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第</p>	<p>※第32条第4項及び第53条第2項の解釈を基準該当訪問入浴介護の事業に準用する。</p>

条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十四条、第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十六条の二から第三十八条まで及び第四十四条並びに第四節（第四十八条第一項及び第五十四条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四十八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条から第41条まで及び第48条並びに第4節（第52条第1項及び第59条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 【訪問看護】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)</p>	<p>○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第23号)</p>	
<p>(指定訪問看護の基本取扱方針) <b>第六十七条</b> 省略 2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定訪問看護の基本取扱方針) <b>第71条</b> 省略 2 指定訪問看護事業者は、その提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(準用) <b>第七十四条</b> 第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで及び第五十二条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第七十三条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等) <b>第三十条</b> 省略 2 省略 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(準用) <b>第79条</b> 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条から第41条まで及び第56条の規定は、<u>指定訪問看護の事業について準用する。</u>この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条中「第30条」とあるのは「第77条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等) <b>第32条</b> 省略 2 省略 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 <u>指定訪問介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>※第32条第4項の解釈を準用 個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 【訪問リハビリテーション】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)</p>	<p>○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第23号)</p>	
<p>(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針) <b>第七十九条</b> 省略 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針) <b>第84条</b> 省略 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、その提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、<u>第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(準用) <b>第八十三条</b> 第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条及び第六十四条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第八十二条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用) <b>第89条</b> 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、<u>指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。</u>この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条中「第30条」とあるのは「第87条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(勤務体制の確保等) <b>第三十条</b> 省略 2 省略 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等) <b>第32条</b> 省略 2 省略 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 <u>指定訪問介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>※第32条第4項の解釈を準用 個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 【居宅療養管理指導】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)</p>	<p>○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第23号)</p>	
<p>(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針) <b>第八十八条</b> 省略 2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針) <b>第94条</b> 省略 2 指定居宅療養管理指導事業者は、その提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(準用) <b>第九十一条</b> 第八条から第十三条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条及び第六十四条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第九十条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用) <b>第98条</b> 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、<u>第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。</u>この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条中「第30条」とあるのは「第96条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(勤務体制の確保等) <b>第三十条</b> 省略 2 省略 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等) <b>第32条</b> 省略 2 省略 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 <u>指定訪問介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>※第32条第4項の解釈を準用 個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 【通所介護】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)</p>	<p>○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第23号)</p>	
<p>(従業者の員数) <b>第九十三条</b> 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数 以下省略</p>	<p>(従業者の配置の基準) <b>第100条</b> 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。)の員数は、次に掲げる通所介護従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。 <u>(1) 生活相談員</u> 以下省略</p>	<p>生活相談員の資格要件については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平11.3.31厚生省令第46号)第5条第2項に準じ、①社会福祉士、②社会福祉主事任用資格、③精神保健福祉士、④その他、これらと同等の資格を有すると認められる者、とすることが国解釈通知(平11.9.17老企25号)において規定されている。 本県においては、④に規定される者を、④-1介護福祉士、④-2介護支援専門員の資格を有する者とする。</p>
<p>(設備及び備品等) <b>第九十五条</b> 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 以下省略</p>	<p>(設備及び備品等) <b>第102条</b> 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 以下省略</p>	<p>指定通所介護事業所に設置する便所については、利用定員に応じた適当数を設けるとともに、要介護者等が使用するのに適したものとすること。</p>
<p>(指定通所介護の基本取扱方針) <b>第九十七条</b> 省略 2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定通所介護の基本取扱方針) <b>第104条</b> 省略 2 指定通所介護事業者は、その提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(勤務体制の確保等) <b>第一百条</b> 省略 2 省略 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等) <b>第108条</b> 省略 2 省略 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>4 指定通所介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない</u></p>	<p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>

<p style="text-align: center;"><b>第五節 共生型居宅サービスに関する基準</b></p> <p>(共生型通所介護の基準)  <b>第百五条の二 省略</b></p> <p>(準用)  第百五条の三 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十六条の二まで、第三十八条、第五十二条、第九十二条、第九十四条及び第九十五条第四項並びに前節(第百五条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第百条に規定する運営規程をいう。第三十二条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第二十七条及び第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第九十五条第四項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第九十八条第二号、第九十九条第五項及び第一百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百四条の三第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>らない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 共生型居宅サービスに関する基準</b></p> <p>(共生型通所介護の基準)  第114条 省略</p> <p>(準用)  第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、<u>共生型通所介護の事業について準用する。</u>この場合において、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>※第104条第2項及び第108条第4項の解釈を共生型通所介護事業に準用する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第六節 基準該当居宅サービスに関する基準</b></p> <p>(従業者の員数)  <b>第百六条</b> 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 基準該当居宅サービスに関する基準</b></p> <p>(従業者の配置の基準)  <b>第132条</b> 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次に掲げる通所介護従業者の区分に応じ、規則で定めるものと</p>	<p>生活相談員の資格要件については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平11.3.31厚生省令第46号)第5条第2項に準じ、①社会福祉士、②社会福祉主事任用資格、③精神保健福祉士、④その他、これらと同等の資格を有すると認められる者、とすることが国解釈通知(平11.9.17老企25号)において規定されている。</p>

<p>一 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数 以下省略</p>	<p>する。 <u>(1) 生活相談員</u> 以下省略</p>	<p>本県においては、④に規定される者を、④-1 介護福祉士、④-2 介護支援専門員の資格を有する者とする。</p>
<p>(準用) <b>第百九条</b> 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十六条の二、第三十八条、第五十二条、第九十二条及び第四節（第九十六条第一項及び第百五条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用) <b>第135条</b> 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条及び第99条並びに<u>第4節（第103条第1項及び第113条を除く。）</u>の規定は、<u>基準該当通所介護の事業について準用する。</u>この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>※第104条第2項及び第108条第4項の解釈を基準該当通所介護の事業に準用する。</p>

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 【通所リハビリテーション】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)</p>	<p>○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第23号)</p>	
<p>(設備に関する基準) <b>第百十二条</b> 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、三平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。 2～3 省略</p>	<p>(設備) <b>第138条</b> 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、規則で定める面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。 2～3 省略</p>	<p>指定通所リハビリテーション事業所に設置する便所については、利用定員に応じた適当数を設けるとともに、要介護者等が使用するのに適したものとすること。</p>
<p>(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針) <b>第百十三条</b> 省略 2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針) <b>第139条</b> 省略 2 指定通所リハビリテーション事業者は、その提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(準用) <b>第百十九条</b> 第八条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで、第六十四条、第九十六条及び第百一条から第百三条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第百十七条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用) <b>第146条</b> 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び<u>第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。</u>この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p>	

(勤務体制の確保等)

第百一条 省略

2 省略

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第108条 省略

2 省略

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定通所介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

※第108条第4項の解釈を準用

個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 【短期入所生活介護】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)</p>	<p>○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第23号)</p>	
<p>(従業者の員数) <b>第二百一十一条</b> 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第二百二十八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十八条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。 一 医師 一人以上 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上 以下省略</p>	<p>(従業者の配置の基準) <b>第148条</b> 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次に掲げる短期入所生活介護従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。次節及び第165条において同じ。）の数の上限をいう。第150条及び第164条において同じ。）の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。 (1) 医師 (2) <u>生活相談員</u> 以下省略</p>	<p>生活相談員の資格要件については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平11.3.31厚生省令第46号）第5条第2項に準じ、①社会福祉士、②社会福祉主事任用資格、③精神保健福祉士、④その他、これらと同等の資格を有すると認められる者、とすることが国解釈通知（平11.9.17老企25号）において規定されている。 本県においては、④に規定される者を、④-1 介護福祉士、④-2 介護支援専門員の資格を有する者とする。</p>
<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針) <b>第二百二十八条</b> 省略 2～5 省略 6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ら</p>	<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針) <b>第155条</b> 省略 2～5 省略 6 指定短期入所生活介護事業者は、その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなけ</p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努</p>

<p>なければならない。</p>	<p>なければならない。<u>この場合において、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>力義務とする規定したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(準用)  <b>第百四十条</b> 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条、第一百三十三条及び第一百四十四条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)  <b>第百一条</b> 省略  2 省略  3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(準用)  <b>第168条</b> 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、<u>第108条</u>、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)  <b>第108条</b> 省略  2 省略  3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  4 <u>指定通所介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>※第108条第4項の解釈を準用  個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>
<p><b>第五節</b> ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)  <b>第百四十条の七</b> 省略  2～7 省略  8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p><b>第5節</b> ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)  <b>第174条</b> 省略  2～7 省略  8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(勤務体制の確保等)  <b>第百四十条の十一の二</b> 省略  2～3 省略  4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)  <b>第179条</b> 省略  2～3 省略  4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  5 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>

## 第六節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

### 第百四十条の十四 省略

(準用)

**第百四十条の十五** 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条、第百一条、第百三条、第百四条、第百二十条及び第百二十二条並びに第四節(第百四十条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第百三十七条に規定する運営規程をいう。第百二十五条第一項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第百二十八条第三項、第百二十九条第一項及び第百三十六条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百三十九条の二第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

### 第百一条 省略

2 省略

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

## 第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

### 第181条の2 省略

(準用)

**第181条の3** 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、第152条、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

### 第108条 省略

2 省略

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定通所介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

※第108条第4項の解釈を準用

個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。

第七節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 生活相談員 一人以上

以下省略

(準用)

第百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条、第一百三十三条、第一百四十四条、第一百二十条並びに第四節（第二百二十七条第一項及び第百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第一百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第一百三十八条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第一百三十九条の二第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

第7節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の配置の基準)

第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次に掲げる短期入所生活介護従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1) 生活相談員

以下省略

(準用)

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条及び第147条並びに第4節（第154条第1項及び第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

生活相談員の資格要件については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平11.3.31厚生省令第46号）第5条第2項に準じ、①社会福祉士、②社会福祉主事任用資格、③精神保健福祉士、④その他、これらと同等の資格を有すると認められる者、とすることが国解釈通知（平11.9.17老企25号）において規定されている。

本県においては、④に規定される者を、④-1 介護福祉士、④-2 介護支援専門員の資格を有する者とする。

※第108条第4項及び第155条第6項の解釈を基準該当短期入所生活介護の事業に準用する。



○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 【短期入所療養介護】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)</p>	<p>○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第23号)</p>	
<p>(指定短期入所療養介護の取扱方針) <b>第百四十六条</b> 省略 2～5 省略 6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定短期入所療養介護の取扱方針) <b>第194条</b> 省略 2～5 省略 6 指定短期入所療養介護事業者は、その提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(準用) <b>第百五十五条</b> 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条、第百一条、第百三条、第百八条、第百二十五条、第二百二十六条第二項及び第百三十九条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百二十五条中「第百三十七条」とあるのは「第百五十三条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用) <b>第204条</b> 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十條、第二十二條、第二十七條、第三十四條、第三十五條、第三十七條から第四十一條まで、第五十六條、<u>第108條、第110條、第144條、第152條、第153條第2項及び第166條の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。</u>この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(勤務体制の確保等) <b>第百一条</b> 省略 2 省略 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等) <b>第108条</b> 省略 2 省略 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>4 指定通所介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>※第108条第4項の解釈を準用 個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>
<p><b>第五節</b> ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準  (指定短期入所療養介護の取扱方針) <b>第百五十五条の六</b> 省略</p>	<p><b>第五節</b> ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準  (指定短期入所療養介護の取扱方針) <b>第209条</b> 省略</p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による</p>

<p>2～7 省略</p> <p>8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>2～7 省略</p> <p>8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p><b>第百五十五条の十の二</b> 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p><b>第214条</b> 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>5 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 【特定施設入居者生活介護】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)</p>	<p>○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第23号)</p>	
<p>(従業者の員数) <b>第七十五条</b> 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上 以下省略</p>	<p>(従業者の配置の基準) <b>第218条</b> 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「特定施設従業者」という。)の員数は、次に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。 <u>(1) 生活相談員</u> 以下省略</p>	<p>特定施設入居者生活介護における生活相談員の資格要件については、介護老人福祉施設等における生活相談員の資格要件に準ずるものとする。</p>
<p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) <b>第八十三条</b> 省略 2～6 省略 7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) <b>第226条</b> 省略 2～6 省略 7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(勤務体制の確保等) <b>第九十条</b> 省略 2～3 省略 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等) <b>第233条</b> 省略 2～3 省略 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>
<p><b>第五節</b> 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準  (従業者の員数) <b>第九十二条の四</b> 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者(以下「外部サービス利用型特定施設</p>	<p><b>第五節</b> 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準  (従業者の配置の基準) <b>第240条</b> 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者(以下「外部サービス利用型特定施設</p>	<p>特定施設入居者生活介護における生活相談員の資格要件については、介護老人福祉施設等における生活相談員の資格要件に準ずるものとする。</p>

<p>従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。  一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上</p> <p>以下省略</p>	<p>という。)の員数は、次に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。  (1) <u>生活相談員</u></p> <p>以下省略</p>	
<p>(準用)  <b>第百九十二条の十二</b> 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第百三条、第百四条、第百七十九条、第百八十一条から第百八十四条まで、第百八十七条、第百八十八条及び第百九十条から第百九十一条の二までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十三条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第百八十一条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第百八十四条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第百九十条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)  <b>第248条</b> 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、<u>第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</u>この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条第1項及び第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p>	<p>※第226条第6項及び第233条第5項の解釈を外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に準用する。</p>

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 【福祉用具貸与】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)</p>	<p>○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第23号)</p>	
<p>(指定福祉用具貸与の基本取扱方針) <b>第百九十八条</b> 省略 2 省略 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定福祉用具貸与の基本取扱方針) <b>第254条</b> 省略 2 省略 3 指定福祉用具貸与事業者は、その提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(適切な研修の機会の確保) <b>第二百一条</b> 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(適切な研修の機会の確保) <b>第258条</b> 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 2 <u>指定福祉用具貸与事業者は、研修の受講を希望する従業員が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>個々の従業員の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業員が特定の職種、従業員に偏ることないよう配慮すること。</p>
<p><b>第五節</b> 基準該当居宅サービスに関する基準 (準用) <b>第二百六条</b> 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条第一項及び第二項、第百九十三条、第百九十五条、第百九十六条並びに第四節（第百九十七条第一項及び第二百五条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業員」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」と</p>	<p><b>第五節</b> 基準該当居宅サービスに関する基準 (準用) <b>第265条</b> 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第249条、第251条並びに第252条並びに第4節（<u>第253条第1項及び第263条を除く。</u>）の規定は、<u>基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。</u>この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業員」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108</p>	<p>※第254条第3項及び第258条第2項の解釈を基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。</p>

あるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第百九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 【特定福祉用具販売】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)</p>	<p>○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第23号)</p>	
<p>(準用) <b>第二百十六条</b> 第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条第一項及び第二項、第九十八条、第二百条から第二百二条まで並びに第二百四条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百十六条において準用する第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十一条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第一百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第九十八条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百一条及び第二百二条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用) <b>第276条</b> 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、<u>第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。</u>この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第258条第1項及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(指定福祉用具貸与の基本取扱方針) <b>第九十八条</b> 省略 2 省略 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定福祉用具貸与の基本取扱方針) <b>第254条</b> 省略 2 省略 3 指定福祉用具貸与事業者は、その提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、<u>評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>※第254条第3項の解釈を準用 質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(適切な研修の機会の確保) <b>第二百一条</b> 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(適切な研修の機会の確保) <b>第258条</b> 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 2 <u>指定福祉用具貸与事業者は、研修の受講を希望する従</u></p>	<p>第258条第2項の解釈を準用 個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、</p>

業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならぬ。

従業者に偏ることないよう配慮すること。